

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(危機対策課)	9
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(危機対策課)	9
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	10
○土地改良法による国営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	10
○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(農業施設管理課)	11
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	11
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(漁業管理課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	12

公 告

○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の平成28年度決算の要旨……………	(市町村課)	12
---	--------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………		17
----------------------	--	----

道監査委員告示

○北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………		18
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程……………		19

告 示

北海道告示第430号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年7月11日に一般競争入札の公告を行う北海道消防防災ヘリコプター売買契約

(2) 資 格 北海道消防防災ヘリコプター売買契約の資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 北海道消防防災ヘリコプター 一式

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

当該調達物品等に関し、要求仕様書に記載した要件の製品の供給が可能であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年7月11日（火）から同月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bousai1.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
(2) 所 在 地 郵便番号 007-0880 札幌市東区丘珠町755-11
(3) 電 話 番 号 011-782-3233

北海道告示第431号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道消防防災ヘリコプター 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月22日(金)
- (4) 納入場所 札幌市東区丘珠町755-11丘珠空港内
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年度北海道告示第430号に規定する北海道消防防災ヘリコプター売買契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階共用会議室(送付による場合は、郵便番号 007-0880 札幌市東区丘珠町755-11 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室)
- (2) 入札日時 平成29年8月21日(月)午前11時(送付による場合は、同日午前10時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bousai1.htm>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札の執行回数は、原則3回までとする。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
イ 所在地 郵便番号 007-0880 札幌市東区丘珠町755-11
ウ 電話番号 011-782-3233

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : 1 (ONE) helicopter

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 21, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., August 21, 2017)

C Contact : Emergency Aviation Office, Crisis Management Division, Bureau of Crisis Management, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Okadama-cho 755-11, Higashi-ku, Sapporo 007-0880 Japan
Phone : 011-782-3233

北海道告示第432号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年7月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
池田北部西	暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
湧洞	暗渠排水、区画整理	同

北海道告示第433号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、鹿追町中鹿追地区2工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年7月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成29年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
北海道土地改良区	砂川吉野	災害復旧〔農業用施設〕	平成28.11.30
ながぬま土地改良区	南長沼1	同	同 29. 2.20
同	南長沼2	同	同 29. 2.20

北海道告示第435号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
上風連	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	平成25.11. 8
別海東	同	同 26.10. 3
中西別	同	同 27.10.30
西春別桜	草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同 25.11.20
北大成	一般農道整備〔一般〕	同 27. 9.29
なかしべつ	区画整理、暗渠排水	同 29. 1.10
中標津	区画整理	同 28.11.30
上春別第二	農業用道路	同 28. 8.30

北海道告示第436号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年7月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成29年8月29日（火）から同年10月2日（月）まで

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年7月11日（火）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 平成29年8月21日（月）午後3時（送付による場合は、同月18日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

第2900号 12

北海道市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年6月16日

北海道市町村職員共済組合理事長 上 野 正 三

1組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合	計
22	129	15	96		262

2組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	長 期 組 合 員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合	計	第3号厚生年金被保険者
組合員数(人)		32,368	878	157	4,921	1	9	3	720	39,057		38,293
標準報酬の月額(百万円)	長期	12,014	346	97	1,770	1	6	1	－	14,235		14,208
	短期	12,411	352	116	1,770	2	7	－	225	14,883		
一人当たり標準報酬の月額(円)	長期	371,159	394,646	618,471	359,750	620,000	620,000	380,000	－	371,311		371,032
	短期	383,430	400,831	740,191	359,750	1,330,000	738,888	－	312,919	381,078		

3組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	34	5	11	11	4	2	67

4各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)											
負 担 金	11,970,396	30,624,663	1,671,244	427,026		409,819	403,991				
掛 金	12,190,220		1,671,226				393,136				
組 合 員 保 険 料		19,442,232									
施設収入・商品売上								1,154,199			201,581
連 合 会 交 付 金						197,837				1,183	
利息及び配当金	399				270,646	9,163	16,691	10,038	1,262,749	1	23
そ の 他 の 収 入	916,662					4,188	2,364	73,586	995,241	299,847	18,592
他経理から繰入金						75,584		38,664			
前年度支払準備金	1,781,827										
前期損益修正益										36	
計	26,859,504	50,066,895	3,342,470	427,026	270,646	696,591	816,182	1,276,487	2,257,990	301,067	220,196
(支 出)											
給 付 金	11,439,096										
役 職 員 給 与						252,281	29,932	79,187	73,815	22,876	10,831
旅 費 ・ 事 務 費						40,677	5,612	4,388	14,524	2,466	1,579

商 品 仕 入								2,900			201,581
飲 食 材 料 費								147,153			
委 託 費						28,921	21,574	142,185	1,656	1,522	629
支 払 利 息					270,646				1,094,627	248,452	
連 合 会 払 込 金	300,724									13,191	
老 人 保 健 拠 出 金	103										
退職者給付拠出金	285,701										
前期高齢者納付金	6,254,827										
後期高齢者支援金	4,350,866										
病床転換支援金	24										
介 護 納 付 金	1,973,456										
負 担 金 払 込 金		30,624,663	1,671,244	427,026							
掛 金 払 込 金			1,671,226								
組合員保険料払込金		19,442,232									
事務費負担金払込金						182,440					
他経理への繰入金	75,584								38,664		
そ の 他 支 出	1,098,533					116,507	716,216	1,001,932	60,764	5,264	7,591
次年度支払準備金	1,810,209										
前期損益修正損	211					22	13,695	4		36	
計	27,589,334	50,066,895	3,342,470	427,026	270,646	620,848	787,029	1,377,749	1,284,050	293,807	222,211
差 引 当 期 利 益 (損 失) 金	△ 694,222 △ 35,608	0	0	0	0	75,743	29,153	△ 101,262	973,940	7,260	△ 2,015

※短期の差引当期利益（損失）金は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益（損失）金である。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(資 産)											
流 動 資 産	2,931,487	3,013,161	211,199	2,659	402,568	971,793	1,161,231	809,059	833,493	84,781	635,342
固 定 資 産					11,159,903	11,283	1	3,029,147	80,276,464	10,433,694	
繰 延 資 産								4,186			
計	2,931,487	3,013,161	211,199	2,659	11,562,471	983,076	1,161,232	3,842,392	81,109,957	10,518,475	635,342
(負 債)											
流 動 負 債	56,461	3,013,161	211,199	2,659		12,590	76,259	71,878	73,120,226	4,405	24,844
固 定 負 債	1,810,209				11,562,471	315,165	41,085	164,244	110,037	9,678,253	16,911

剰余金又は欠損金	1,064,817					655,321	1,043,888	3,606,270	7,879,694	835,817	593,587
計	2,931,487	3,013,161	211,199	2,659	11,562,471	983,076	1,161,232	3,842,392	81,109,957	10,518,475	635,342

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組合法定第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。
平成29年6月23日

北海道都市職員共済組合理事長 西川 将人

1 組合に属する地方公共団体等

市	一部事務組合等	合	計
12	8		20

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別		一般組合員	市長組合員	特定消防組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合	計	第三号厚生年金被保険者
組合員数（人）		14,088	12	1,883	3	247		16,233	15,982
標準報酬月額（百万円）	長期	5,364	7	691	1			6,063	6,061
	短期	5,624	10	691		79		6,404	
1人当たり標準報酬月額（円）	長期	380,745	590,000	366,793	433,333			373,498	379,232
	短期	399,213	815,833	366,857		322,802		394,531	

3 組合職員の数、次のとおりである。

（単位：人）

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	20	8	10	9	1	48

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

（単位：千円）

区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
（収入）											
負担金	4,915,934	13,002,403	699,928	175,709		175,010	287,171				
掛金	4,992,593	8,154,093	699,952				282,561				
施設収入・商品売上								412,891			
連合会交付金						85,682				430	
利息及び配当金	13				172,773	19,875	4,509	32,485	667,202	758	1
その他収入	519,864					4,798		54,601		97,473	
他経理から繰入金						32,469		50,000			
前年度支払準備金	756,976										
計	11,185,380	21,156,496	1,399,880	175,709	172,773	317,834	574,241	549,977	667,202	98,661	1
（支出）											
給付金	4,777,257										

役 職 員 給 与						137,461	60,985	69,323	64,915	5,982	
旅 費 ・ 事 務 費						24,192	2,024	829	2,393	448	
商 品 仕 入								4,495			
飲 食 材 料 費								53,773			
委 託 費						264	3,280	746	4,045		
支 払 利 息					172,773				487,137	88,800	
連 合 会 払 込 金	127,322									4,450	
老 人 保 健 拠 出 金	42										
退職者給付拠出金	125,005										
前期高齢者納付金	1,869,345										
後期高齢者支援金	1,814,907										
介 護 納 付 金	781,372										
負 担 金 払 込 金		13,002,403	699,928	175,709							
掛 金 払 込 金		8,154,093	699,952								
事務費負担金払込金						77,874					
他 経 理 へ 繰 入 金	32,469						50,000				
そ の 他 の 支 出	523,657					58,451	433,249	456,604	40,375	1,162	
次年度支払準備金	746,226										
計	10,797,602	21,156,496	1,399,880	175,709	172,773	298,242	549,538	585,770	598,865	100,842	0
差引当期利益金	387,778	0	0	0	0	19,592	24,703	△ 35,793	68,337	△ 2,181	1

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(資 産)											
流 動 資 産	2,125,147	1,295,162	90,518	1,146	365,261	523,381	451,301	629,795	5,700,864	183,287	9,886
固 定 資 産					8,208,679	299		1,807,827	37,377,246	3,446,892	
欠 損 金											
計	2,125,147	1,295,162	90,518	1,146	8,573,940	523,680	451,301	2,437,622	43,078,110	3,630,179	9,886
(負 債)											
流 動 負 債	406,293	1,295,162	90,518	1,146		3,530	18,066	29,306	39,140,450	46	
固 定 負 債	746,226				8,573,940	180,493	48,559	284,920	52,817	3,581,216	
剰 余 金	972,628					339,657	384,676	2,123,396	3,884,843	48,917	9,886
計	2,125,147	1,295,162	90,518	1,146	8,573,940	523,680	451,301	2,437,622	43,078,110	3,630,179	9,886

総合振興局告示及び振興局告示

北海道宗谷総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年7月11日

北海道宗谷総合振興局長 坂 本 明 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用ロータリ除雪車（2.6m／4000 t 級）

1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成30年1月31日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（土木建設機械器具）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、15年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな

ければならない。

ア 申請の時期 平成29年7月11日（火）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階入札室
（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成29年8月3日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月2日（水）午後5時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道宗谷総合振興局のホームページ（<http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 (3) 電 話 番 号 0162-33-3711 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Rotary Snow Remover (length 2.6 meters/4,000 tons class) for airport use. Quantity 1 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 3, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., August 2, 2017) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan Phone : 0162-33-3711	第1条の2 条例第2条第1号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足るものとして監査委員が定める基準に適合するもの ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 キ 指紋又は掌紋 (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号 (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号 (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された監査委員が定める文字、番号、記号その他の符号 ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証 イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証 ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証 (8) その他前各号に準ずるものとして監査委員が定める文字、番号、記号その他の符号（要配慮個人情報）
道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第11号 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年7月11日 北海道監査委員 長 尾 信 秀 北海道監査委員 須 田 靖 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。 第1条の次に次の2条を加える。 （個人識別符号）	第1条の3 条例第2条第3号の2の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の監査委員が定める心身の機能の障害があること。 (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第31条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第1号様式中

基本的事項	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 電話番号 ☐ ☐	家庭生活 ☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ ☐	資産・収入 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐ ☐	思想・信条等 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報()
	心身の状況 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 身体の特徴 ☐ ☐	社会生活 ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐ ☐		
		その他		☐

を

基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	要配慮個人情報 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する	家庭生活 ☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐	社会生活 ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助

に改める。

個人識別符号	☐ 身体の特徴を電算化した符号() ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐	人情報	手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続	資産・収入 ☐ 趣味・嗜好 ☐ ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐
	根拠 ☐ 法令等 ☐ 犯罪の予防等 ☐ 審査会意見		その他 ☐	

別記第5様式及び別記第6号様式中「第 条第 号」を「第 条第 項第 号」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第8号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第11号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第22号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第40条」を「第40条第1項」に改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定()」を「裁決()」に、「決定)」を「裁決)」に改める。

附 則

この規程は、平成29年7月11日から施行し、この規程による改正後の北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程第1条の2及び第1条の3の規定は、同年5月30日から適用する。

北海道監査委員告示第12号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 7 月11日

北海道監査委員 長 尾 信 秀
北海道監査委員 須 田 靖 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程（平成10年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「規定による」を削り、「開示決定」を「公文書の開示決定」に改める。

第14条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第10号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第11号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（」を「裁決（」に、「決定）」を「裁決）」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月11日から施行する。
